

事 務 連 絡
令和8年2月4日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局 老人保健課

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る
広報資材等について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度補正予算に基づく介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業については、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）において事業内容をお示したところです。

今般、本事業について、介護サービス事業所等において積極にご活用いただくため、下記のとおり広報資材等を作成しました。各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただき、本事業の積極的な活用を促すとともに、円滑な執行等へのご協力のほどよろしくお願いします。

○リーフレット

- ・（処遇改善加算対象サービス向け）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について（別添1）
- ・（対象拡大サービス向け）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について（別添2）

※別添2は対象拡大したサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）向けのリーフレットになります。

○動画

- ・ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の計画書の記入方法について」

動画URL：<https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcblyZWXws3z0C>

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円**(※) 相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円**(※) 相当を、
いずれも6か月分補助します。

賃上げ
支援！

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK！

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう！

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談はこちら



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！

<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円** (※) 相当を、
6か月分補助します。

対象拡大！

- ・訪問看護 ・居宅介護支援
- ・訪問リハ ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ **生産性向上等に係る取組のいずれか** を行いましょう！

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



● 処遇改善加算IVに準ずる要件

※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、
職場環境等要件



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！

<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>

